

# NEWSLETTER まわしん



那覇市民児連

## 第4号 2023年11月

発行:真和志第三民生委員児童委員協議会広報部

E-mail: mawashi33@outlook.jp

### 令和5年度上半期(4月~9月)活動状況

- ・4月から9月の活動日数は、1,527日(委員あたり16.8日)でした。
- ・「相談・支援」件数は合計493件でした(図1)。主な内容は、日常的な支援157件、健康・医療保険34件、子供の地域生活31件でした。
- ・委員相互の連絡調整回数がLINE(通話は除く)導入により昨年度に比べ増加しました(表)。協議会内の調整に係る時間が大幅に改善されるとともに、情報共有にもつながっています。
- ・SNSの利用拡大や大容量ファイルの送受信も想定されることから、セキュリティ対策やアプリ使用について自主研修を計画しています(文責 金城)。

図1 令和5年度 真和志第3の活動対象者の割合



表 連絡調整回数

	R4	R5上半期
委員相互	2,248	2,319
その他の関係機関	651	435

### 那覇市社会福祉協議会との連携について

11月1日(水) 那覇市民生委員児童委員連合会全体研修会が開催されました。

今回は、設立70周年を迎えた那覇市社会福祉協議会の歩みと地域福祉課【地域福祉活動推進部門】の事業について説明が行われました。

那覇市内の各民児協でも協働している“地域見守り隊”“サロン”“ふれディ”など、那覇市における「地域福祉の推進」を担う事業の意義と民生委員との連携について非常に有意義な研修会でした。

これらの事業実施において、中心的な役割をはたすCSWの役割について、真和志地区CSWの山城博子さんに解説してもらいました(文責 金城)。

## CSWとは (地域福祉推進専門職:コミュニティーソーシャルワーカーの略称です)

地域で困っている人への「個別支援」や福祉課題の対応や解決方法などで課題を持つ地域を対象とした「地域支援」を行う役割を担っています(図2)。2014年(平成26年)年に那覇市社会福祉協議会地域福祉課に設置されました。

**個別支援:** 相談内容によって、民生委員・児童委員、自治会、那覇市地域包括支援センターなどの関係機関と連携しながら、地域で安心して過ごせるよう取り組んでいます。

**地域支援:** 住み慣れた地域で安心して暮らせるように、拠点となる自治会や商店などと連携して“見守りや支え合いの連絡網作り”“地域見守り隊”“サロン”など対象地域の課題にあわせて様々な取組を行っています。

**民児協との連携:** 誰もが安心して暮らせるまちを目指して、各種支援事業を連携して取組んで行きたいと思えます。SOSを早い段階で支援に結び付けられるような仕組み作りに向けて、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

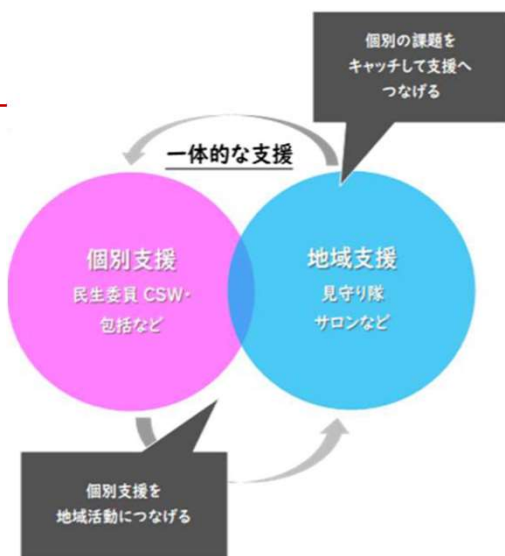


図2、個別支援と地域支援のイメージ

那覇市社会福祉協議会 地域福祉課  
主事 山城 博子

### コラム



(二〇一七年四月七日撮影)

花言葉 ”私を忘れて”

去れど「ヒスイカズラ」はのこる

ある団地の一角に見事なエメラルドグリーン色のヒスイカズラ(マメ科フイリピン原産)が咲いています。舞妓さんが挿す雅やかなかんざしのように、清楚で色鮮やかな花は、愛する者の心を楽しませ、和ませてくれます。

この樹は、花をこよなく愛したM氏が植えたものです。泡盛の大好きなM氏、ヒスイカズラの花を肴に今宵も飲んでるのかもしれない。

障がいを持つ方々への支援について  
障がい者マークの紹介

参考①～⑧ 内閣府  
⑨厚生労働省  
⑩沖縄県

<https://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15684.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15684.html)  
<https://www.pref.okinawa.jp/keikaku/churaparking>

12月3日～9日の障害者週間に向けて、11月号と12月号では障がい者支援について特集します。



① すべての障害者が利用できる建物や公共施設を示す世界共通のマーク。  
設置には国や自治体の基準がある。

※個人の車への表示は、マーク本来の主旨とは異なります。障害のある方が乗車していることを、周囲に知らせる程度となります。道路交通法上の規制を免れる、駐車禁止を免れる、または障害者専用駐車場が優先的に利用できる等の証明にはなりません。



② 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示(表示は努力義務)。  
危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



③ 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示(表示は義務)。  
危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



④ 盲人のための世界共通のマーク(1984年制定)。  
視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。



耳マーク

⑤ 聴覚障害者は見た目には分からないため、誤解されたり、不利益をこうむったり、生活上で不安が少なくありません。  
このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、口元を見せゆっくり、はっきり話す、筆談で対応する、呼ぶときは傍へ来て合図する、手話や身振りて表すなどについて御協力をお願いします。



⑥ 心臓や呼吸器、じん臓、膀胱などの内部障害がある人を示すマーク。  
内部障害を持っている方は急に体調が悪化する可能性があるため、バスやモノレールなどの優先席は空け、周囲で携帯電話の使用を控えるなどの積極的な配慮が必要です。



⑦ 義足の使用や内部障害、妊婦、難病など、外見では判断できない援助や配慮を促すマーク。東京都が作成し、現在は全国共通となっています。  
見た目には障害の種類や何が困難であるか分からない事が多いため、困っている様子があれば声をかけたりするなどの積極的な配慮が必要です。



⑧ 発達障害者にも見られる「聴覚過敏」への理解を促すマーク。(株)石井マークが制作しSNSで拡散されて認知が広まった。  
聴覚過敏の特性を持つ人の多くは「イヤーマフ」をしています。一見ヘッドフォンに見えるため、マナーが悪いと誤解されるケースもあります。このマークを見かけた場合、大きな音を出さないなどの配慮が必要です。



⑨ 身体障害者補助犬法の啓発マーク。  
補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。  
補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練され、衛生面もきちんと管理されています。  
補助犬を同伴していても援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的に声かけをお願いします。

⑩「沖縄県ちゅらパーキング利用証制度」  
公共施設や商業施設などに設置されている障害者等用駐車区画(「車いすマーク」のある区画)の利用対象者を障害者、高齢者、妊産婦などのうち、歩行が困難な者や移動の際に配慮が必要な者に限定。対象者には「利用証」を交付し適正利用を図る制度です。



車いす使用者用



その他の障害者、  
難病患者、  
高齢者等用



妊産婦、その他知事が必要と認める者用(期間限定)。